

第26回 市民書初め展

市長賞に松田さん(栄町)

第二十六回市民書初め展を二月十四日から二十二日まで市総合体育館で開催しました。審査は、堀 愛泉氏(横浜 市在住)を迎え、二月三日に行いました。

ことしの出品数は、小学生二百六十八名、中学生百五十五名、一般・高校五十五名の計四百七十三名でした。

なお、ことし初めて出品し、みごと特選に選ばれた七十一歳のおばあちゃんがあります。書を学ぶ層の広さと書道は年齢に関係ないことを証明してくれました。

- 特別賞の入賞者は、次のとおりです。
- 高校・一般の部(六名)
 - ▽栃尾市長賞 松田 強さん(栄町)
 - ▽栃尾市書道会長賞 河村如泉さん(上の原町)
 - ▽栃尾市文化協会会長賞 土田貴子さん(人面)
 - ▽栃尾市公民館運営審議会委員長賞 蔵本てるさん(栄町)
 - ▽栃尾タイムス社賞 今井君子さん(東町)
 - ▽刈谷田新報社賞 渋谷ヨイさん(寒沢)
 - 中学生の部(三名)
 - ▽栃尾市公民館賞 山本美和子さん(栃尾中一年)
 - ▽栃尾市教育委員長賞 桜井久子さん(南中二年)
 - ▽栃尾商工会賞 笠井悦子さん(栃尾中三年)
 - 小学生の部(六名)
 - ▽栃尾市教育委員長賞 目黒浩一郎さん(東谷小一年)
 - ▽同 茨木里恵子さん(二之貝小二年)
 - ▽同 畔上佳子さん(荷頃小三年)
 - ▽同 桜井雄飛さん(入東小四年)
 - ▽栃尾市農業協同組合賞 須藤美樹さん(南小五年)
 - ▽栃尾市議会議長賞 猪川恵美子さん(東小六年)



市長賞 松田 強さん(栄町)

私が市長賞だと聞いて、信じられませんでした。また、かつがれているんだなと思いましたね。本当です。

市外から転入してきたので知人が少なく、友達をつくる

ために書道教室へ通ったのが書道に親しむきっかけになりました。教室の受講生として三年間、楽しく勉強させてもらいました。

大ぜいの立派な先生方や先輩そして、練習に打ち込める環境をつくってくれた家族達に囲まれて私は幸せです。こんな立派な賞をいただいたのも皆さんのおかげです。

楽しい書道をいつまでも続けたいと思っています。



市文化協会賞 土田貴子さん(人面)



特選 和田清のさん(吉水)

今、高校一年生ですが、書道は小学一年のときから始めました。習字に対する好奇心があつて塾へ通ったのです。賞をいただいたと聞いて、うれしいというより驚きました。信じられませんでした。

今は学校の陸上部のマネージャーをしたりして忙しくて、あまり書の練習はしていません

受賞の喜び

が、果てしない道に踏み込んだなあというのが、書道に対する正直な思いです。

今回の書初め展には、先生に進められて一生懸命練習して出品しました。もちろん生まれ初めて経験です。努力すれば報われるものです。今も一番下の係と一緒に塾へ通っています。

趣味をもって、豊かな老後を送りたいですね。



日浦長岡市長と握手する杵淵市長



最後の壁を破る掘削機



君知事と握手する渡辺前市長

市民待望のトンネルが貫通

— 新榎トンネル貫通式 —



鏡開きをする君知事



仕上げを待つトンネル内部



梅酒交換



喜びの万歳三唱

今月の表紙



栃尾市と長岡市を最短距離で結ぶ「快速道路」国道三五一号線の比礼地内で工事中的新榎トンネル(全長二千三百九十メートル)が、着工以来十年目にして貫通し、去る二月二日(月)、トンネル内で貫通式が行われました。

貫通式は、栃尾側から千四百四十メートル、長岡側から千二百五十メートルの中間点で行われ、君知事をはじめ、杵淵栃尾市長、日浦長岡市長、渡辺前栃尾市長など関係者が見守る中、掘削機が厚さ一メートルほどの壁に穴を開けると関係者全員が喜びの万歳を三唱しました。

この新榎トンネルは、昭和四十七年に国の事業として認可を受け、栃尾側が五十一年に、長岡側が五十二年に着工されました。工事は、大量の湧水と全国でも屈指の超膨性(泥岩層)地質のため、予想以上に難行し、工事関係者の苦労は、はかり知れないものでした。その上、石油鉱業権問題から五十七年六月に工事を二年余りも中断し、五十九年十月に工事を再開、以来急ピッチで進められていました。

この貫通によって、工事は仕上げに入り、昭和六十四年度使用開始に向けて大きく踏み出しました。



新入学おめでとうございませう。春、四月とともに新一年生は、親御さんの手を離れて社会とのかかわりを強める半面、交通事故にあう危険性も確実に増して来ます。当分の間、「ただいま」の元気な声を聞くまでは、時々不安に

新しい交通社会人を育てよう

栃尾警察署交通課長 大橋 正昭

新入学おめでとうございませう。春、四月とともに新一年生は、親御さんの手を離れて社会とのかかわりを強める半面、交通事故にあう危険性も確実に増して来ます。当分の間、「ただいま」の元気な声を聞くまでは、時々不安に

- 飛び出さない。
- 急にかけ出さない。
- ▼ 家族の方々へ
- 通学路の具体的指導。
- 忘れ物をさせないようない配り。
- 夫婦げんかは当分の間お預け。
- 道路では遊ばせない。
- ▼ 地域の皆さんへ
- 見通しを妨げる路上駐車はしない。させない。
- 道路では遊ばせないよう声をかけよう。
- 子ども達の姿を見たら、十分な間隔と速度調節。
- 新入学の時期をとらえ、他人に迷惑をかける交通社会人になるよう育てましょう。



飛び出しが最も危険です

子どもは、一つのことに夢中になると、周囲のことが目に入らなくなるといふ特性があります。

- ・ 遊びに熱中し、ボールが車道にころがりたりすると、車を通るのも忘れて急に飛び出すことがあります。注意してやりましょう。
- ・ 止まっている車の前や後ろからの横断は、追い越しの車があり、危険であること教えます。

遊びではこんなことに注意を

子どもは、危険に対する概念や感覚が薄いため、時々子どもの遊びなどの様子を見て、具体的に注意を与えましょう。

- ・ 路上での遊びは危険です。一定の遊び場で遊ぶよう習慣づけさせましょう。
- ・ せまい所に入り込んで遊んだり、自動車の下やかけて遊んでいることも多いので、特に、車の出し入れ時の大人の注意はもちろん、子どもにも、なぜ危いかその場で注意することが必要です。



子どもは、なぜ危いかその場で注意することが必要です。

新入学をむかえ、子どもを交通事故から守ろう

ピッカ、ピッカの一年生

車に気をつけて



二月になりました。もうすぐ新学期です。新入学児のいるご家庭では、期待に胸をふくらませながら何かと準備にお忙しいことでしょう。入学準備のなかで、忘れてはならないのがお子さんに対する交通安全教育です。

これまで、比較的家の近くで遊んでいた子どもたちも、通学するようになると行動範囲がより広くなります。学校の行き帰りはもとより、新しい友だちの家に遊びに行くなど、それだけ交通事故に

あつ！あぶない 親から守ろう交通ルール

大人がまず手本を示そう

大人が、黄色信号なのに無理して道路を渡ったり、斜めに横断したりすると、子どもは悪いマナーをすぐマネします。まず大人が、交通のきまりを守り、手本を示すことがなによりも大切です。

道路に出て実際に教えてあげてください

「あぶないよ」「ちゅういしてね」といった抽象的な言葉でなく、どのように注意すればよいかを具体的に教えることが大切です。



といっしょに歩き、どこが危ないかを現地で教えることもよいことです。

- ・ 歩道のある道路は必ず歩道を歩く。また、歩道のないところは右側通行することが大切です。
- ・ 信号が青でも、自分の目で

右と左の安全をよく確かめさせましょう

右と左の安全をよく確かめさせましょう。

- ・ 少しくらい遠回りでも、横断歩道を渡らせましょう。
- ・ 横断歩道では、旗を持っていたり、手をあげていれば安全と思いがちです。必ず右と左の安全を確認させ、車が止まってから横断しましょう。
- ・ 道路を横切るときは、斜めでなく、まっすぐ直角に渡ることを教えましょう。

朝の出かけは時間に余裕をもつて

朝の出かけは、あわてさせないよう、時間表などは前夜にきちんと準備する習慣

をつけさせましょう。

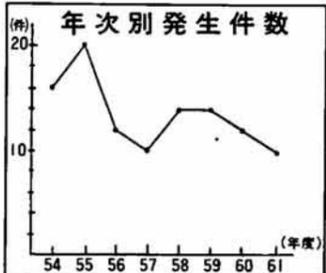
- ・ 忘れものをして取りに帰って来たときは、そのあとの行動が非常にあわてた注意不足なものになります。
- ・ 途中まで見送るとか、落ちつかせることが必要です。
- ・ 出かける前は、しからぬように、「いってらっしゃい」という声は必ずかけてやるようにしましょう。



子どもの交通事故の実態

曜日別・時間帯別事故者数 (単位：人)

曜日	日	月	火	水	木	金	土	計
4~6	-	-	-	-	-	-	-	-
6~8	3	2	-	1	1	1	1	9
8~10	4	2	1	1	-	3	1	12
10~12	2	4	-	-	1	-	4	11
12~14	6	2	1	2	2	1	1	15
14~16	9	1	2	4	2	3	1	22
16~18	6	2	4	4	4	6	6	32
18~20	-	-	1	2	-	2	3	8
計	30	13	9	14	10	16	17	109



昭和五十四年度から六十一年度まで(八年間)の市内における児童の交通事故をまとめてみました。

「昨年は十一人が事故に」昭和五十五年度の二十件をピークに若干減少してきているものの、毎年十数人の児童がケガをしています。

「四月・五月に多い」例年、四月、五月の新入学時期に最も多く発生していることから、雪消えのこの時期に子どもにも注意を与えることは効果があります。

また、日の短くなる十月、十一月も比較的よく発生しており、暗くなるまで外で遊ばせないなどの指導も必要です。

「日曜日が圧倒的に多い」曜日別では、日曜日が群を

抜いており、土曜日・金曜日と続いています。

「午後二時から六時が要注意の時間帯です」時間帯別では午後二時から午後六時までが最も多くなっています。

なかでも、学校や保育園から帰宅後の時間(午後二時から午後四時)が子どもにとって要注意の時間帯です。

昭和62年4月1日 《道路交通法一部改正》

反則金はおよそ1.5倍に

①過去一年以内に免許停止処分を受けた人の反則行為のすべてが反則金の対象となります。(現行では、過去一年以内に免許の停止処分を受けた人が、再び特定の反則行為をした場合には、反則金は適用されず、罰金等罰則の適用を受けることになっています。)

②25km以上の速度違反は、現行では反則金の対象とならず、罰則の適用を受けていますが、

反則金の適用範囲が拡大されます。

速度違反(普通車)は15km未満の超過で九千円に。

反則金額は下表のとおり改正されます。

例えば、15km未満の速度超過の場合

大型車 八千円が一万二千円に
普通車 六千円が九千円に
二輪車 五千円が七千円に
原付 四千円が六千円に

とそれぞれ約五割引き上げられます。

罰金が約二倍に引き上げられます。

25km以上30km未満の速度違反は反則金の対象となります。

交通事故による死傷者の増加傾向に対処するため、昨年十月、反則金の引き上げ、駐車違反の罰則強化などを主とする道路交通法の一部改正が行われ、四月一日から実施されます。お互いに交通違反をなくし、事故防止に努めましょう。

〔改正反則金一覧表〕

反則金の額(千円)	反則金の額(千円)	反則金の額(千円)
大型 25 普通 18 原付 12	横断歩行者等妨害等 安全運転義務違反 本線車道横断等禁止違反(原付除く) 高速自動車道等横断等遵守事項違反(※)	緊急車妨害等 交差点等進入禁止違反 無灯火 減光等義務違反 合図不履行 合図制限違反 警告器吹鳴義務違反 乗車積載方法違反 定員外乗車 けん引違反
速度超過(25km以上30km未満)	大型 6 普通 5 二輪 4 原付 3	信号無視(点滅) 通行禁止違反 歩行者用道路路行違反 歩行者側安全間隔不保持等 急ブレーキ禁止違反 法定横断等禁止違反 路面電車後方不停止 優先道路通行車妨害等
速度超過(20km以上25km未満)	大型 15 普通 10 二輪 8 原付 7	安全不確認ドア開放等 停止措置義務違反 転落等防止措置義務違反 初心運転者等保護義務違反(原付除く) 自動二輪車乗車方法違反(二輪車のみ) 本線車道通行車妨害(※) 本線車道緊急車妨害(※) 故障車両表示義務違反(※) 仮免許練習標識表示義務違反(行禁等) 最低速度違反(原付除く)
速度超過(15km以上20km未満)	大型 10 普通 8 二輪 6 原付 5	けん引違反 安全不確認ドア開放等 停止措置義務違反 転落等防止措置義務違反 初心運転者等保護義務違反(原付除く) 自動二輪車乗車方法違反(二輪車のみ) 本線車道通行車妨害(※) 本線車道緊急車妨害(※) 故障車両表示義務違反(※) 仮免許練習標識表示義務違反(行禁等) 最低速度違反(原付除く)
しゃ断踏切立入	大型 6 普通 5 二輪 3 原付 3	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
積載物重量制限超過(10割以上)	大型 15 普通 12 二輪 7 原付 7	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
駐車禁止場所等違反	大型 6 普通 5 二輪 3 原付 3	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
駐車禁止場所等違反	大型 12 普通 10 二輪 6 原付 6	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
駐車禁止場所等違反	大型 8 普通 6 二輪 5 原付 4	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
速度超過(15km未満)	大型 2 普通 2 二輪 2 原付 2	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
信号無視(赤色等)	大型 3 普通 3 二輪 3 原付 3	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
通行区分違反	大型 3 普通 3 二輪 3 原付 3	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
追越し違反	大型 3 普通 3 二輪 3 原付 3	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
踏切不停止等	大型 3 普通 3 二輪 3 原付 3	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
交差点安全進行義務違反	大型 3 普通 3 二輪 3 原付 3	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
積載物重量制限超過(5割以上10割未満)	大型 3 普通 3 二輪 3 原付 3	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)
整備不良(制動装置等)	大型 3 普通 3 二輪 3 原付 3	指定場所一時不停止等 積載物重量制限超過(5割未満) 積載物大きき制限超過 積載方法制限超過 整備不良(尾灯等)

注) □ = 現行 ■ = 改正後

反則行為以外の違反または、反則行為をして交通事故を起こした場合の罰金等がおよそ二倍に引き上げられます。

罰金が約二倍に引き上げられます。

25km以上30km未満の速度違反は反則金の対象となります。

交通事故による死傷者の増加傾向に対処するため、昨年十月、反則金の引き上げ、駐車違反の罰則強化などを主とする道路交通法の一部改正が行われ、四月一日から実施されます。お互いに交通違反をなくし、事故防止に努めましょう。

違法駐車には、厳しい改正

道路交通の多様化、過密化に伴い、交通の障害になってくる駐車違反・駐車車違反については、特に厳しい改正となっています。

反則金大幅に引き上げ

駐車違反は二倍に、駐車車違反はおよそ二・五倍に引き上げられます。

例えば、普通車の場合

駐車違反 五千円が一万二千円に
駐車車違反 五千円が一万二千円に

従来「出頭通知書」は実

これらは、現行でも行われていたが、今回の改正で

違反車には「移動命令ステッカー」が貼られます。もし、移動命令等に従わず、放置しておく、レッカー(移動保管)されます。

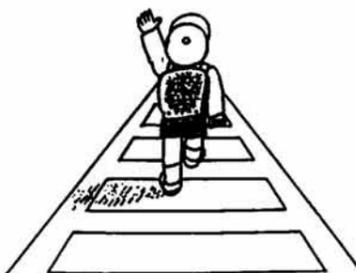
効性に乏しかったため、法的拘束力をもつ「移動命令通知書」に改正されました。

現在、警察で行っているレッカー業務を民間委託し、違法駐車車両の強力な排除体制ができるようになります。

キングメーカーやパーキングメーター等ある道路の区間では、チケットを受け、駐車することができるようになりました。(市内にはまだ、この設備はありません。)

僕、ルール守ったよ —交通警察官手記集—

この手記は、現場の交通警察官が体験した悲しい事実を冊子にまとめたもので、その中の一つです。



事故当番日の長い一日が間もなく終ろうとしている。「今日は人身事故なし。机の上の書類をかたづけ始めたその時、「チリン・チリン」消防本部からの直通電話が鳴り響いた。いやな予感が体を走る。

「子供二人がダンプにはねられた。死亡事故のおそれあり。場所は、状況は...」復唱しながらメモを取る同僚の脇を、パトカーの鍵を持ち、車庫に向けて走った。悲惨な事故現場が脳裏に浮かび、ハンドルを握る手に思わず力が入り、汗ばんでくる。

「現場到着」大型ダンプカーが止まっている。その後方には横断歩道がある。救急隊員が駆け寄って来て、「子供一名は意識がありますが、もう一人は...」とダンプカーの方を指差した。「何ということ

だ。スピードも出ていなかった。とおどおどしながら弁解して来た。「見ろ。そんなばかな話があるか。子供が急に地面から出て来たのか。空から降って来たのか...」とさらに怒鳴ってしまった。一緒にいた子供達も、「○○ちゃん達は、手を上げて渡っていたよ。」と泣きながら、小さな声で話してくれた。

やっとの思いで、ダンプカーの下から被害者を引き出し、検死のために本署に向かわせた。野次馬も一人減り、二人減り、現場の処理が終わった時には、すっかり日が暮れていた。

事故現場から戻った私に、「仏さんは、お父さんが手で抱いて帰ったよ。一人息子だった。子供の柩って見てられないな。」ともらした同僚の目が、うるんでいるようだった。

後日、この事故車両の写真の中に、たった一枚だけ、現場では肉眼で見えなかったはずの被害者の衣服の跡が、ダンプカーの前部バンパーに歴然として写っていたのである。それはまるで、「僕は、お父さんや、お母さんの教えてくれたように、横断歩道の上を手を上げて渡っていたんだよ...」とでも言っているようであった。

*「交通警察官手記集」を希望の方には、一部70円で、警察署および交通安全協会でお預けしています。

ぼくたちももうすぐ一ねんせい
うんてんしゅさんへ「おねがい」

もうすぐ一年生になれると希望に胸をふくらませている市内の保育所(園)の園児から、運転する人に「こうしてほしい」ということを一言ずつ書いてもらいました。

にらさわ みどり(白山保育所)

さの えりこ(中央保育所)

わかすぎ けんいち(東が丘保育所)

おおさき ちはる(大野保育所)

すさ あいこ(善昌寺保育園)

おおさき きいこ(双葉保育園)

かみむら よしかず(みどり保育園)

わたなべ のぞみ(上塩保育園)

やさわ じゅんこ(東谷保育園)

かわかみ のぞみ(明星保育所)

まただ えつよ(曹源寺保育園)

雪なんかには負けないぞ '87克雪フェスティバル



カンジキを履いたら思うように走れないや
(中央公園で行われた雪上レクリエーション大会)



市内各地区で協賛行事が行われた(サイの神行事)



屋根融雪装置や暖房型サッシなど多彩な展示が会場いっぱいに行われた(市総合体育館)



市民会館前でみっつい甘酒のサービス



ギャルも参加して大会を盛り上げた
(楡原工業団地でスノーモビル大会を開催)



近年急速に普及してきた小型除雪機械の展示(市文化センター前)



保育園児、小・中学生の絵画展



市民会館で開かれた芸能大会

雪に立ち向い、克雪を考え、その活力を明日の市づくりに生かそうと「雪なんかには負けないぞ'87克雪フェスティバル」と銘打って、二月十四日、十五日の両日、克雪フェスティバルが市総合体育館を主会場に開催されました(市観光協会主催)。

このフェスティバルは、ことごとく五回目を数え(昨年は開催されず)、十四日、市総合体育館入口で県議や市長をはじめ関係者がテープカットを行って幕を開けました。

市総合体育館では、メーカー九社が参加して融雪消雪機器の展示をはじめ、メーカー五社による暖房サッシの展示、冬の生活展として農協婦人部、農業近代化クラブ、市ガス水道課、建設課、消防署などが各種の展示を行ったほか、保育園児や小中学生の絵画展、市民書初め展も開かれ会場は大ぜいの市民でにぎわい、とくに融雪装置や暖房型サッシに関心が集まっていました。

十五日には、市民会館で芸能大会が開かれ観客を楽ませ、また、楡原工業団地ではスノーモビル大会が開催され、マシンの響きとスピードに見物の人たちが酔いしれていました。

春の火災予防運動

四月一日(水)～七日(火)

今年も四月一日(水)から七日(火)まで、新潟県下一斉に「春の火災予防運動」が始まります。

栃尾市消防署は、この運動に合わせて外出前や火を使用している場所を離れるときに、指をさし・声を出して「ガスコンロよし」「コンセントよし」「取皿よし」など、火の元の確実な安全確認運動を推進します。

これは、栃尾市内における過去の火災発生原因として、主婦をはじめ、火を使う人が、ガスコンロに油鍋をかけたままにしてその場を離れたり、家庭内電気器具類の消し忘れや切り忘れなど、いわゆる「ワッカリ火災」が半数近く見られるからです。

重点目標

この運動期間中に、次のことを重点目標に実施いたしますので、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

▼全国的に火災による死者は、高齢者や幼児等の弱者が、全体の約六十パーセントを占めていることから、家族などを中心に、近隣居住者による非常時相互協力をお願いいたします。

▼全国的に火災による死者は、高齢者や幼児等の弱者が、全体の約六十パーセントを占めていることから、家族などを中心に、近隣居住者による非常時相互協力をお願いいたします。

▼全国的に火災による死者は、高齢者や幼児等の弱者が、全体の約六十パーセントを占めていることから、家族などを中心に、近隣居住者による非常時相互協力をお願いいたします。

火災の問い合わせは
〈市消防署〉
52局1155番
52局1156番



市消防署内に新しく設置した「通信室」では、市民のみなさんからかかってくる一一九番電話に対して、署員が交替で受信しています。

火災が発生しますと、多数の市民のみなさんから問い合わせの電話が市消防署にかかってくる。

一一九番は、いのちの電話です。——本当に必要なとき、みなさんの声が必要です。消防署に届くよう、ご協力ください。

人命救助で

杵淵さんを表彰

NHK集金係の杵淵忠晴さん(市内仲子町)が、人命救助により栃尾警察署長から感謝状を受けました。

杵淵さんは、二月七日(土)、集金の途中、「小向地内で自宅の除雪作業中、崩れてきた重さ約三百五十kgの雪に埋まり、左足大腿骨骨折の重傷を負い、自力で脱出できず、生命の危機に瀕していた主婦」を機敏な行動で助けたものです。

なお杵淵さんは、署長から贈られた金一封を、恵まれない人たちに寄付をしました。



左表をご覧ください。昨年栃尾市内で発生した火災の件数は十九件。なかでも石油ストーブ・天ぷら鍋等からの火災が多くなっています。

石油ストーブの取り扱い不注意や天ぷら鍋をガスコンロにかけておいて、他の仕事等をしていたなど、「ついワッカリ火災」が多くなっています。

昨年(昭和60年)との比較 (昭和61年12月31日現在)

	昭和60年	昭和61年	比較増減
出火件数	16件	19件	+3件
内訳	建物火災 (859㎡)	16件 (1,450㎡)	+5件 (+591㎡)
	林野火災 (38a)	0件	-1件 (-38a)
	車両火災	1件	2件
その他の火災	3件	1件	-2件
焼死者数	1人	1人	±0人
負傷者数	2人	2人	±0人
損害額	58,055千円	88,175千円	+30,120千円

火災についてのお問い合わせは、☎52局一一五五番と一一五六番で専用自動案内を行っておりますので、ご利用ください。一一九番での問い合わせは、絶対にやめてください。

〇〇で火事です。早く来てください。と一一九番通報が入ると、市消防署は通信室のマイクを通じて消防隊の出動態勢をとります。

でも、あわてていて、どこ

で火事が発生しているのかかわない人や、早く来て、早く来てとくりかえすばかりの人などが見受けられます。

応対が長びけば長びくほど、出動が遅れることになり、むしろ、ゆっくり正しく通報していただく方が、早く出動できますので、一一九番通報は、「落ちついて、あわてずゆっくり・正確に」を心がけましょう。

石油燃焼機器技術講習会

とき▶4月16日(木)～18日(土)
ところ▶三条市消防本部
申し込み▶4月3日(金)までに
栃尾市消防本部へ

財団法人日本石油燃焼機器保守協会では、次により「石油燃焼機器技術講習会」を開催いたします。

この講習会は、栃尾市火災予防条例に規定されている、石油燃焼機器に関する熟練者を育成することを目的として行われるものです。

受講希望者は、お早めに栃尾市消防本部に申し込みください。

期日 昭和六十二年四月十六日(休)から十八日(出)まで。

会場 三条市消防本部

受講料 一万五千元

申し込み 昭和六十二年四月三日までに申し込みください。

問い合わせ 申し込み用紙や手続きなど詳細については、市消防本部予防係(☎52局一一五五番)におたずねください。

国民年金0円引A

海外に居住している間も、国民年金に加入できるよつになると聞きました。本当ですか。また、改正法が施行される前の海外居住期間は、どうなりますか。



①長期間海外に居住したような場合でも、基礎年金を受けられるようにするため、日本国内に住所を有しない日本国民(以下「在外邦人」といいます)であって、二十歳以上六十五歳未満である人については、国民年金の第一号被保険者として任意加入することができるようになりました。

②また、任意加入ができる在外邦人が、任意加入しなかった期間(二十歳以上六十歳未満である期間に限り)は、老齢基礎年金の年金額の計算基礎にはなりません。受給資格期間に算入されず(いわゆるカラ期間)。

③さらに、施行日前の海外在住期間(昭和三十六年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの期間)であって、二十歳以上六十歳未満の期間に限り(すなわち、同様にカラ期間となります)。

(前記②および③は、老齢基礎年金の支給についての取り扱いですので、大正十五年四月二日以後に生まれた人(施行日に六十歳未満の人)であって、施行日の前日に厚生年金保険または船員保険の老齢年金の受給権者でない人については適用されません。

問い合わせ 詳細については、市役所市民課国民年金係(☎52局五八三五番、内線二一七番)におたずねください。

防災手帳 地震だ!! 備えは万全ですか



昭和三十九年の新潟地震以来、新潟県内に被害をおよぼす地震は、発生していませんが、「備えあれば憂いなし」という言葉があるとおり、日頃から地震に備え、非常持ち出し品の整理や、家具の転倒防止・ブロック塀の倒壊防止などの安全点検を行っておきましょう。

我が家の安全、隣りの安全。お互いに声をかけあいましょう。ふだんから隣近所と情報交換を。

火が出たら、すばやく消火。ふだんから、消火の備え。消火の訓練。地域の協力。せまい路地、門、塀には近寄らない。ブロック塀などの安全点検と補強を行いましょ

室内のガラスの破片に気をつけましょう。スリッパの用意。停電に備えて、懐中電灯を要所場所に備えておきましょう。

協力し合って応急救護。おぼえておこう救急知識。備えておこう救急箱。

避難は徒歩で、持ち物は最小限に。正しい情報に耳をかせ。備えておこう携帯ラジオや非常用品。お年寄りや障害者を優先に。

いざというときの行動のポイント

グラツときたら火の始末。小さな地震でも火を消す習慣。大地震、まず身の安全を。家具調度品は、倒れないように固定する。棚の上方に重量物や割れ物を置かない。戸を開けて、出口の確保。考えておきましょう。非常時の出入り口。エレベーターは使用しない。あわてて外に飛び出さない。ちよつと待て、心の落ち着き正しい判断。

求人・求職コーナー

〈問い合わせ〉長岡公共職業安定所 栃尾分室 (☎52局2333番)

最近の求人・求職情報をお知らせします。

すでに決定済みのこともありますので、面接を希望する場合や情報内容の詳細については、必ず職安栃尾分室紹介係におたずねください。

求人情報

(昭和62年2月19日現在)

Table with 10 columns: 整理番号, 求人職種, 事業内容, 勤務地, 性別, 求人数, 年齢, 賃金, 勤務時間, 備考. Contains 30 job listings.

求職情報

(昭和62年2月19日現在)

Table with 10 columns: 整理番号, 希望職種, 性別, 年齢, 経験・技能, 免許・資格, 賃金(手取り月額), 備考. Contains 10 job seekers' profiles.

《統一地方選挙投票日》

県議選 4月12日

市議選 4月26日

統一地方選挙が、四月に全国一斉に行われますが、栃尾市では、次の選挙が行われますので、お知らせいたします。

市議会議員選挙 立候補を予定されている人は、ご集合ください

選挙公報 市議会議員一般選挙では、選挙公報を発行して、全世界に配布いたします。

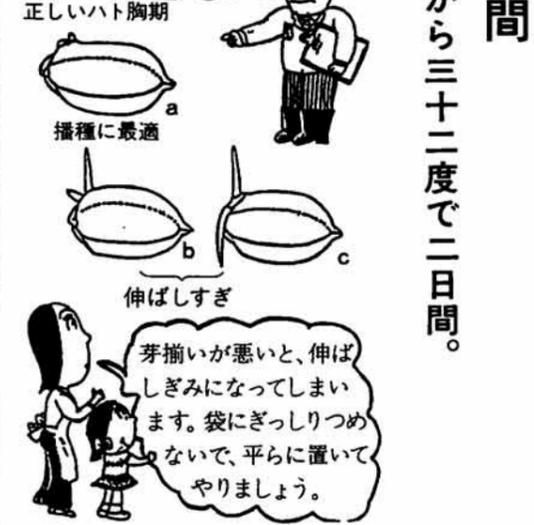
新春文芸作品の入選者が決まりました

入選者リスト: 佳作 立川マサさん(谷内), 同 林 和さん(新山), 同 島 二男さん(栃堀), 同 大崎銀一さん(大町), 同 諏佐ヨシさん(新山), 同 佐藤忠三さん(本所), 同 椿 貞七さん(栃堀), 同 今井伸路さん(山田町), 同 上村良作さん(栃堀), 同 高橋春香さん(栃堀), 同 島 白陽さん(栃堀), 同 石井良平さん(栃堀), 同 山本良志さん(栃堀), 同 酒井亀久さん(栃堀), 同 安井清吉さん(赤谷), 同 山崎一作さん(大野町), 同 松生みちよさん(滝の下町), 同 安井清吉さん(赤谷), 同 佐藤浩朝さん(赤谷), 同 高山多加子さん(赤谷), 同 安井妙子さん(赤谷), 同 神保勇次さん(人面), 同 那須直逸さん(旭町), 同 佐藤忠三さん(本所), 同 松生みちよさん(滝の下町), 同 保科新作さん(大野町), 同 林 清次さん(谷内), 同 高林リヨさん(谷内), 同 坂内フサさん(天下島), 同 古川長次さん(天下島), 同 橋 力さん(滝の口), 同 葛綿松衛さん(大野原), 同 笹原嘉蔵さん(北荷頃), 同 該当者なし(新栄町), 同 葛綿松衛さん(大野原), 同 島 忠男さん(金沢), 同 今井十志崇さん(表町)

自衛官募集中 18歳以上25歳未満の男子 ※詳細は、市総務課へ。(☎52-5815)

普及所だより 多収の一步は、うす播きから

適温と期間 三十度から三十二度で二日間。 芽は、1mm程度。 伸ばしすぎると、うす播きのとき、芽が欠けたり、徒長苗の原因になります。



ウチは中苗なのに150gも播いている。これじゃ稚苗だな。もっとうす播きしよう。

Table with 3 columns: 区分, 乾粒量(g), 催芽粒量(g). Rows: 稚苗 (160-180, 190-210), 中苗 (80-100, 100-120).

補植が大変と、厚播きする人がいますが、移植後は、病気が倒伏・低収量と悪影響。最後に笑うのは、うす播きした人です。

とちお おしらせ版 62.3.10

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 ☎(0258)52-2151

脳卒中後遺症のある人に 「リハビリ教室(機能訓練)」を実施

市は昨年引き続き、リハビリ教室(機能訓練)を四月から開始いたします。希望者は、申し込みください。実施期間▼四月から十一月までの間で、十二回シリーズで行います。

定された人を対象とします。訓練内容▼健康チェック、訓練(棒体操、個別に出される訓練項目の実施)、手芸、レクリエーション、映画、衛生講話、話し合い。申し込み▼市保健衛生課にある申し込み書に、主治医からの意見書を添えて、三月三十一日(火)までに申し込みください。その他 ①原則として、家族同伴での参加とします。(訓練したことを家庭でも続けていくためには、家族の理解と協力がぜひとも必要となります。)

軽自動車の廃車手続きや 所有者の変更はお早めに

軽自動車やバイク、耕う機、トラクター等の所有者のみなさんからは、軽自動車税を市に納めていただいておりますが、その賦課期日は毎年四月一日です。廃車したり、他人に譲って

しまった人で、廃車届や所有者の変更届をまだ市に届けていない人は、三月三十一日(火)までに手続きを済ませてください。廃車の場合 ▼印かんとナンバープレートを持参してください。所有者の変更の場合 ▼新・旧所有者両方の印かんと、ナンバープレートの番号(例)1234、車台番号、車名(製造会社名)、型式・年式、総排気量が何CCかなど、調べてきてください。

未納の税金は、今月中に納めてください

市民のみなさんから納めていただいた市税は、市の収入として市が行う仕事の重要な財源となっています。この大切な税金を、納期限を過ぎて未納になっている人がいます。固定資産税や国民健康保険税・個人の市県民税がおもなものです。納期限内に納入していただきませんか、延滞金がかかるば

献血

冬期間は、保存血液が大変不足しています。みなさんのご協力をお願いします。

成人式

4月5日(日) 市民会館で

第三十九回栃尾市成人式を次により開催いたします。成人対象者には、三月十日付けで案内状を発送いたしました。万一、案内状が届かない人がありましたら、至急ご連絡ください。開催日時▼昭和六十二年四月五日(日)、午前十時開式。

電気税の軽減税率適用 申請を受け付けています

繊維製品(織布、捺糸、メリヤス生地)等製造業で、使用する電気料にかけられている電気税については、昭和五十一年六月一日から申請することによって、電気税の軽減税率(二パーセント)の適用が行われています。現在、電気税の軽減税率の適用を受けている各事業者の適用期間が、本年五月三十一日までとなっています。次の業種に該当し、栃尾市内で営業する事業者で、昭和六十二年六月一日以降も引き続き、電気税の軽減税率の適用を希望する事業者および新

4月~7月 おかあさんへ 前期予防接種

左表をご覧ください。今年四月からの各種予防接種の日程表です。

各予防接種ごとに適正な接種年齢と接種間隔がありますので、該当者はきちんとしてください。また、接種当日は問診票を正確に記入し、母子手帳を必ず持参してください。なお、予防接種の日程を変更する場合がありますので、今後発行する「おしらせ版」をよくご覧ください。詳細は、市保健衛生課予防係におたずねください。

三種混合ワクチン

ジフテリア・百日せき・破傷風の混合ワクチンです。生後二十四か月から四十八か月までの間に完了するよう、満二歳時に一期を三から八週

麻疹

はしかの予防接種です。生後十二か月から七十二か

月の間に一回受けてください。(生後十八か月から三十六か月の間に受けるのが望ましい)なお、はしかにかかった人は、受ける必要はありません。

日本脳炎

CGを接種しなかった人も受けてください。(一)

ポリオ

小児マヒのワクチンです。生後三か月から四十八か月の間に、六週間以上の間隔で二回受けてください。(生後十八か月までに完了するのが望ましい)

子宮がん検診

三十歳以上の女性を対象に、子宮がん検診を実施します。申し込み者が六百人になりしたい、締め切りです。希望者は三月十六日(日)までに、市保健衛生課に申し込みください。詳細は、二月二十五日号のおしらせ版をご覧ください。

ツベルクリン反応検査、BCG注射

結核の予防接種です。生後四十八か月までに一回受けてください。(なお、前年疑陽性の人および陰性でB

青少年問題相談

毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

昭和62年度 前期予防接種日程表

会場▶ 市民会館(2階)
時間▶ 午後1時30分~午後2時
◎麻しんは、午後1時10分までに集合ください。
◎母子手帳を忘れずに持参してください。
◎問診票は、必ず記入してきてください。
問い合わせ▶ 各種予防接種について、不明な点がありましたら、市保健衛生課予防係(☎52局5836番、内線224番)におたずねください。

種類	月日	対象者生年月
ポリオ1回目	5月15日	61.7~61.12生まれ
ポリオ2回目	5月13日	61.1~61.6生まれ
ツベルクリン注射	6月16日	61.1~61.4生まれ及び前年疑陽性の人
ツ判定、BCG	6月18日	
ツベルクリン注射	6月23日	61.5~61.8生まれ及び前年疑陽性の人
ツ判定、BCG	6月25日	
ツベルクリン注射	6月30日	61.9~61.12生まれ及び前年疑陽性の人
ツ判定、BCG	7月2日	
麻しん	4月3日	60.4~60.6生まれ
	4月7日	60.7~60.9生まれ
三種混合1期1回目	5月1日	59.9~60.3生まれ
三種混合1期2回目	5月29日	59.9~60.3生まれ
三種混合1期3回目	6月26日	59.9~60.3生まれ
三種混合2期	7月24日	58.9~59.3生まれ

今月の税金

▷国民健康保険税
▷国民年金保険料
納期 3月31日

行政相談

▼三月二十四日(火)、午前十時から午後三時まで。
▼市役所一階会議室

国民年金相談

▼三月二十四日(火)、午前八時三十分から午後五時まで。
▼市民課国民年金係(二階)

家庭児童相談

▼毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時三十分まで。土曜日は、午前九時から正午まで。

心配ごと相談

▼毎週水曜日、午前十時から午後三時まで。
▼社会福祉協議会(本町六番二号)

青少年問題相談

▼毎週月曜日から金曜日については、午前九時から午後四時まで。土曜日は、午前九時から正午まで。
▼市文化センター(相談室)